

基発 0306 第 2 号

令和 6 年 3 月 6 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進については、令和 5 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 3 号「第 10 次粉じん障害防止総合対策の推進について」（以下「第 10 次粉じん」という。）によりお伝えし、ご配慮いただいているところです。

粉じんに対する保護具着用管理責任者については、別紙の別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の第 2 の 1 (1) に定める通り、平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」（以下「防じんマスク通達」という。）等に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させるようお伝えしておりました。しかしながら、令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」の発出、及び同日付けで防じんマスク通達を廃止したことに伴い、従前の防じんマスク通達に基づく保護具着用管理責任者を選任することができなくなったところです。作業に適した防じんマスクの適正な選択、使用及び保守管理等については非常に重要であるため、今般、第 10 次粉じんの一部

を別紙のとおり改正し、「粉じん保護具着用管理責任者」を定め、これまでの防じんマスク通達に基づく保護具着用管理責任者と同様の運用を継続することとしましたので、ご配慮賜りますようお願いいたします。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別添)</p> <p>粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</p> <p>第2 具体的実施事項</p> <p>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</p> <p>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</p> <p>「<u>粉じん保護具着用管理責任者</u>」を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月25日付け基発0525第3号「<u>防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について</u>」(以下「呼吸用保護具通達」という。)に基づき、<u>防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。</u></p> <p>なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</p>	<p>(別添)</p> <p>粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</p> <p>第2 具体的実施事項</p> <p>1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底</p> <p>事業者は、粉じんの有害性を十分に認識し、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</p> <p>平成17年2月7日付け基発第0207006号「<u>防じんマスクの選択、使用等について</u>」等に基づき、「<u>保護具着用管理責任者</u>」を選任し、<u>防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。</u></p> <p>なお、顔面とマスクの接地面に皮膚障害がある場合は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「<u>保護具アドバイザー養成・確保等事業</u>」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</p>

